

特定非営利活動法人立川市スポーツ協会  
コンプライアンスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人立川市スポーツ協会（以下「本会」という。）が社会性、公共性の高い団体であることに鑑み、コンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員・事務局職員及び加盟団体諸事業の運営に関わる者及び参加者のすべてに適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスとは、我が国の法令等を遵守することをいう。
- (2) 法令等とは、我が国の法令（法律・政令・省令・条例等をいう。）及び本会の定款、規程等のほか、社会規範等のルールをいう。

第4条 第2条に規定する者は、第1条の目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

2 第2条に規定する者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 法令等に違反する行為の許可、承認又は黙認
- (4) 他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことの承諾。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 本会は、この規程の遵守を確保するため、定款第31条に規定する理事会にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンスにかかる取組の検討、審議等を行い、審議の結果を理事会へ報告する。

2 委員会の委員は、会長、副会長、事務局長、専務理事、常務理事とし会長が任命する。

3 委員会は、法令等を遵守していない恐れがあると認めたときは、直ちにその事実を調査しなければならない。

- 4 本会は、委員会による前項の調査に基づき該当者に対し、戒告、譴責、その他必要な処分を行うことができる。ただし、当該該当者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 前項の処分は、委員会の決議を経て理事会が決定する。

(内部通報制度)

- 第 6 条 本会は、この規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報に接した第 2 条に規定する者が、その情報を事務局へ直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」をその都度本会事務局に設置・運営する。
- 2 内部通報制度等を通じて情報を受け取った事務局職員は、迅速、且つ適切に対応する。
  - 3 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
  - 4 誠実かつ正当な目的で情報を提供した内部通報者に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 22 日から施行する。